

平成 19 年度第 8 回上田西部地域協議会会議録

日 時 平成 19 年 12 月 19 日 (水) 午後 7 時から 9 時
場 所 西部公民館 2 階講義室
出席委員 表委員、金井委員、菅沼委員、鈴木委員、滝沢委員、中島委員、祢津委員、
原委員、藤沢委員、松本委員、宮尾委員、宮下委員、村山委員、母袋委員、
森泉委員、横沢委員、和田委員
市側出席 渋沢まちづくり協働課地域振興政策幹、小宮山まちづくり協働課課長補佐

1 開 会 (渋沢地域振興政策幹)

2 会長挨拶 (宮下会長)

今日の信毎に当協議会の委員が活動している写真が掲載されており、12月7日の新聞でも、分科会の中でこんな取り組みをしているということで紹介いただきました。私共西部協議会が分科会方式を採り入れており、かなり進んでいるのではないかと考えております。

後程事務局から説明があると思いますが、私共の任期が来年の3月末までとなっていることから、私共が現在論議している内容について、西部協議会として結論的なものを3月までにまとめなければならないということでございます。

地域協議会委員の公募の記事が、12月16日の広報うえだに掲載され、今日の新聞にも掲載されておりました。私共委員の中には、各種の団体から推薦されて委員になったり、公募の委員もおります。西部協議会の委員になって、地域について勉強して、これから本格的にまちづくりについて議論していくという段階にきているところであります。もし皆さん方の中で、希望の方がいらっしゃいましたら、この公募に応募していただき、引き続き西部地域協議会の委員として、地域の更なるまちづくりの中で、ご提言をいただければ大変ありがたいと思うところでございます。

今日は第3分科会から発表していただき、また分科会のまとめ等ございますが、実りある会議となりますようご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

3 会議事項

(1) 分科会のまとめ方について

(宮下会長)

それでは会議事項に入ります。(1)の分科会のまとめについて、ということで進めたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(渋沢地域振興政策幹)

会長のご挨拶にもございましたように、現委員さんの任期が来年 3 月までとなっております。任期中に意見書をまとめていきたいということでもあります。今後の予定として、1 月の協議会は分科会という形で進め、そこで最終的なものをまとめていただければと思います。2 月の協議会では、それを全体会で検討を進め、協議会として意見をまとめていきたいと思います。1 月の分科会の協議結果を早めに事務局でまとめまして、委員さんへお送りし、ご意見等いただきたいと思っております。3 月には、まとめたところで、市へ提出して回答をいただくということで進めていきたいと思っております。そんな形で今後進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

お手元に意見等の受付及び事務処理の方法の資料をお配りしてございます。これは、地域協議会から市長へ意見等を出すことができるということで、事務処理方法などをまとめたものです。様式が出ておりますが、地域協議会長から市長あてに意見書という形で提出いただくことになります。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

意見書の提出先ですが、市長だけでなく、行政委員会の長、教育委員会の関係につきましても、教育長ということをお願いいたします。意見書の件名は、分科会の議題になるかと思いますが、意見の内容につきましては、別紙のとおりと記載するのが通常でございます。別紙については特段様式の指定がございませんので、各分科会でまとめていただき、提出していただければと思います。

それから 2 月を目処に意見書を提出していただくという意味合いですが、それにつきましては、宮下会長さんから市長等に対して意見等がなされるわけで、その回答はあくまでも、協議会長さんに対して回答されるということになります。3 月最終の協議会には、市から回答させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。したがって、2 月には意見書という形でまとめていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

(宮下会長)

今事務局の方から分科会のまとめについて、今後の日程などを含めて説明いただきましたが、何かご質問やご意見がありましたらお出してください。

(鈴木委員)

意見書の宛名が市長、教育長ということになっているが、担当課で止まってしまい、そこから上には上がっていかないのではないかと。意見書の流れを見ると、市長、教育長に出してもいいということだが、本庁担当課で止まってしまい、実際市長、教育長のところまで上がっていかないと、地域協議会は行政との意見書のやり取りだけということになってしまうのではないかと。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

お配りいたしました資料は、上田市地域協議会事務処理マニュアルから抜粋したものです。2 ページ目の事務担当課の欄に、様式地協第 3 号 意見書処理票とあります。一次

処理は受付の段階ということで、そこから担当課へ回しまして、回答案を作成することになります。政策的なこと若しくは予算が絡む内容につきましては、財政当局と協議し、そこから第2次処理という方法で、理事者側若しくは行政委員会の長において決裁されるということになりますので、最終段階としては、理事者側で確認して進めることとなります。それを受けて、地域協議会の会長に回答を申し上げたいというものでございます。

(鈴木委員)

第5条の(1)で「担当課は、意見書に対する回答欄を起案し、決裁後、事務担当課へ提出する」としているが、決裁は、市長、教育長が行うと理解していいのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

そういうことになります。

(鈴木委員)

あくまでも担当課が意見書に対する回答案を起案することで、最終的な回答案は市長等が決裁し、回答されるということでしょうか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

回答案の様式はお付けしていないが、意見書と同様に宛名と発信者が逆になるという形である。

(鈴木委員)

政策的判断を要する場合の「政策的判断」はどこでなされるのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

政策企画局政策企画課ということになります。いわゆる総合計画若しくは実施計画を策定している部署になるので、そちらの方で全市的なもの、地域的なものを考慮しまして、判断していくこととなります。

(鈴木委員)

全市的なものは政策企画課や財政課の方へ回り、地域的なものは、担当課の方へ回っていくという考え方でいいのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

そうではなく、地域的なものについても理事者側の決裁ということになります。そこで政策的なもの若しくは予算が必要となる財政的なものであれば、それぞれ関係課へ回していくこととなります。回答書は、すべて長からお出しする形となります。

(宮下会長)

流れは、フローチャート的なもので作っておいた方がよかったかもしれない。条文にすると、理解するのに苦労してしまう。

我々とすれば、協議会から提出する意見書を是非トップに見てもらい、西部地域協議会の考え方をわかってもらいたいという素朴な気持ちがあります。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

先日真田地域協議会から図書館建設の要望書が提出されました。市長、副市長も現地を視察し、状況を十分把握した中で、細部にわたり検討が行われ、最終的に回答案を決定し、回答させていただいたところであります。

事務処理要領の流れにつきましては、2ページにフローチャートを掲載してございます。
(宮下会長)

この意見書はいつまでに作るのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

2月の協議会までをお願いいたします。

(母袋委員)

意見書は、いくつ提出してもいいのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

1件につき1つの意見書ということをお願いしたい。いくつ提出いただいても結構です。

(宮下会長)

この意見書の様式に基づいて、各分科会でまとめて提出していただく形になると思うが、一括して意見書を市長へ提出するというのであれば、分科会によっては長く記載してしまったり、文言が適切でない等、そういうものをどこかでチェックしてもらえるのか。

(渋沢地域振興政策幹)

各分科会で資料も添付していただいたうえで、意見書の様式によりまとめていただき、提出する形を整えていただくということで、本日の分科会と1月の分科会でまとめていただいたものを事務局へ提出いただければ、案として作成させていただき、2月の協議会で協議できるように進めたいと思います。

(宮下会長)

一応の文字数くらいは決めておかないと、一つの項目であまり膨大なものを書いても困るのではないかと。添付する資料に関しては、多くても問題ないと思うが、意見書本文の体裁は決めておいた方がよいのではないかと。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

今まで出てきた意見書は、A4一枚で、背景、現状、最後に地域協議会としての意見というような組み立てで書かれているものが多い。

(宮下会長)

各分科会の正副会長さん、今の説明で書けますか。

(鈴木委員)

意見書として提出した後、市の担当課と地域協議会あるいは分科会との内容的な話し合いは行われるのか、それとも意見書本文と資料だけで進めてしまうのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

我々事務局としては、あくまでも協議会の立場として、担当課と話をさせていただき

ます。直接のやりとりは時間的に難しいと思います。

(鈴木委員)

すると資料の説明などに時間を要し、結構長くなってしまわないか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

協議会、分科会の意見は十分尊重されなければなりませんので、A4 1枚に圧縮してもらいたいとは事務局側からは申し上げられませんので、ご検討いただきたいと思います。

(鈴木委員)

9協議会から一斉に出るとなると、かなり忙しくなると思うが、きちんと回答書はもらえるのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

事務処理の容量からいくと、1ページの2番のところで「事務担当課は、意見書処理票を作成し、一次処理決裁後、回答期限(概ね20日間)・・・」としておりますので、皆さんに回答できるのが、1ヵ月くらい先ということになると、2月の協議会が提出いただくリミットではないかと判断しております。

昨年の総合計画の地域まちづくり方針も、同じくらいの時期だったと思いますが、1月あたりから郵送でこんな形に修正しましたということで皆さんにお送りし、ご意見をいただいたりしながら、期限内にまとめていただいたということがございますので、今回も郵送を含めご意見を頂くという手法で、短期間ではありますがまとめていければと思っております。

(宮下会長)

予算的に大きな例えば公民館建て替え要望の場合、2月にまとめて提出し、3月に協議会へ回答されるとなると、予算を伴うものについては、概算でもどのくらい必要になるのか、市の方で調査するのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

そこまでできるものは進めたいとは思いますが、内容によっては金額が出ないというケースも出てくると思います。実際に建て替える計画があって、基本設計ができていて、金額もある程度出ているというものであれば、回答書で概ねこのくらいの予算が必要となり、何年度くらいの見通しで建て替えを計画しております、という回答はできるかと思う。まったく新規で、市の方に計画がないものについては、難しいと思われる。

(鈴木委員)

回答を出すことが目的になると、逆にこの意見書は生きてこないのではないか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

意見書が出た場合、今後市の中でも検討し始めるというふうにご理解いただきたい。

(鈴木委員)

意見書に対しての回答の中には、例えば担当課から、「良い意見だから継続的に議論を進めていきます」というものもあるということか。いわゆるお役所の「善処します」と

いったような回答もあるということか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

市の事業については、例えば建設でいきますと、5,000万以上は実施計画に登載しなければならないということになっており、ソフトについては、新規事業すべてということになります。実施計画に載っていない事業であれば、5,000万を超える建設事業は、来年度実施計画に登載していくよう検討していくという形でしか進められない。実施計画に載っていないものについては、全体の収支をとっていかなければいけないという事情がありますので、10億、20億の建物を即決して、これは何年度から建てるというような対応は不可能と言えます。

(宮下会長)

2年間協議会で、また分科会に分かれて研究し、勉強してきたものを西部地域協議会としてまとめて、意見書として出すことになるわけですが、西部地域のまちづくりの中で優先順位を付けて出していった場合、要望の一番強いものに対しては、次の4月以降の委員さんに継続していかなければ、この2年間の我々の努力が無になってしまう。そういうことはないように進められるのか。

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

今回はまとまらないというものにつきましては、継承していただき、また新たな地域協議会の中でご提案いただき、地域まちづくり方針に基づくものだということで、ご協議いただき、引き継いでいくことは十分可能だと思われま。

(宮下会長)

とにかく分科会でまとめに入らなければ、日程的に詰まっているということですので、各分科会でご努力をお願いしたい。

(2) 第3分科会から報告

(宮下会長)

それでは(2)の第3分科会からの報告に入ります。第3分科会からお願いします。

(母袋委員)

第3分科会でございます。児童と安全で快適なまちづくりについてということで、放課後児童対策に絞りまして、検討を進めてまいりました。その中で、西小学校と塩尻小学校の生徒の放課後児童対策に関するアンケートを実施いたしました。アンケートの結果をまとめてございますので、よろしく申し上げます。母親がパート仕事をしている家庭が、47.2パーセントでございます。放課後や学校休業日で不安に思うことは何か、という問いに対しては、交通事故や不審者という回答が51.7パーセントで、遊び場所がないが21.0パーセントという結果であります。放課後はどのように過ごしているかという問いには、児童館という回答が9.7パーセント、放課後や休日の居場所として何を望むか

という問いに対しては、こどもが自由に遊べる場所が 52.2 パーセントでした。学童保育所、児童館等を利用したいかの問いにつきましては、65.2 パーセントが利用したいという回答でした。放課後母親の他に子どもを見てくれる方という問いには、祖父母、児童センターの順でした。アンケートからは、児童センターの果たす役割も大きく、センターの充実も子どもの安全安心な生活につながっていくものと考えます。

市への要望といたしましては、学童保育所、児童館の利用希望者も多いことから、地域内でも増設いただければと考えます。また学校の空教室を有効に活用するなど、充実を図ってもらえればと思います。新設いただければ、一番望ましいわけですが、予算の関係もございますので、再利用も検討いただきたい。利用にあたっては、無料ということではなく、有料にしていくことも必要ではないかと思えます。施設の中で老朽化が進んでいるところも見られることから、必要に応じて改修等をお願いしたいと思えます。また施設により、利用サービス時間が異なるため、最大限利用しやすくする配慮もお願いしたいということでもあります。

(宮下会長)

第3分科会から説明いただきましたが、ご質問やご意見はありますか。

(宮下会長)

アンケートの3番で、「放課後はどのように過ごしているか。」の問いに対し、児童館が9.7パーセントとあるが、資料1のQ3には、児童センターが、41.4パーセントとある。この数値の違いは何か。

(祢津委員)

資料1が塩尻小学校資料、B4の資料は西小学校資料で、2校の総合集計は最終のページに添付してあります。

(表副会長)

このアンケートは分科会独自で作成したもののか。

(祢津委員)

西小学校のPTAで、前年度からこのアンケートを進めるという話があり、西小のアンケートに合わせて、今回塩尻小学校でも同様にアンケートを実施していただいたものです。

(宮下会長)

1ページの集計と最後のページの総合集計票との整合性がわからない。最後の集計票だけで説明すれば足りるのではないか。

(母袋委員)

1ページ目は、説明させていただくために作成したものである。

(鈴木委員)

会長は、添付資料の中から何を読みとるかということを行っていると思う。最後の添付資料を見れば、十分わかると思う。中の数字を抜粋してしまうと、なお分かりづらく

なってしまう。

(表副会長)

例えば母親がパートで仕事が 47.2 パーセントと抽出するのではなく、集計表の中でパート 47.2 パーセントと常勤 26.5 パーセントを合計して、「母親が働いている 73.7 パーセント」とした方が良いと思う。

(宮下会長)

もう一点、市への要望という結論的なものが 3 項目に集約してあり、分科会の要望とすれば 3 項目出したと思うが、「学校内での併設を望む」とは、何を望むのか。

(裯津委員)

今回出させていただいた資料は、分科会の中で話し合った中間報告の段階のものであり、最終案ではない。今後検討の余地はいくらでもあると思っている。

(宮下会長)

1 月に提出いただく際は、その辺も精査してお願いしたい。施設については、名称等も明記願いたい。

(宮下会長)

アンケートの後、各施設に対して現地調査はしたのか。

(裯津委員)

アンケート結果を各施設へ届け、先生とお話はさせていただいた。

(松本委員)

自分達は PTA に在籍しており、協議会が始まる前から児童館へは行っているの、現状は以前から承知している。

(宮下会長)

実際に見ることが、非常に大切である。具体的にその施設が、何平米あり、遊ぶ部屋がどのくらいの面積で、遊具がどのくらいあるかということを見て欲しい。要望していくには、アンケートよりも、実際にそこへ行ってご覧になって調査したという結果が大事だと思う。もちろん写真も図面も必要ですし、現状はこうだということを書いてもらいたい。アンケートは、それをサポートする数字的なものとなる。結論要望までに行くプロセスをもっと膨らませて欲しい。

(鈴木委員)

児童館は地域にあった方がいいのか、それとも学校単位であった方がいいのか。

(裯津委員)

学校単位に児童館もしくは児童センターが、必ず一つはあるが、利用する児童からすれば、校区のはずれにあたりして利用しにくいという現状がある。

(鈴木委員)

最終的には今の児童館を改修するよりも、学校に整備してもらいたいという要望の方が強いのか。

(祢津委員)

児童館というものの本来のあった姿が、年々働く親の増加等によって、あり方が変わってきている。児童館は、18歳未満ならば誰でも遊べる場所だったのに、今は小学生が学校帰りに行って過ごす場所になっている。そうであれば、それなりの施設が学校の近くにあったほうが利用しやすいし、もともとあった児童館は残した方がいいのではないかということであります。

(村山委員)

緑が丘の児童館へ行ったとき、夏休みなどは生塚の向こうからも子供が来ていたが、パンク状態であった。

(藤沢委員)

清明小学校のところにあるのは何か。

(原委員)

子ども館で、小学校3年生までしか入れない。

(鈴木委員)

学童保育と児童館の違いは何か。

(松本委員)

まず有料か無料かということである。学童保育は「保育」なので、おやつも出したり勉強も見たりする。真田では、児童館と学童保育を同じ校舎で対応しており、片や有料なのでおやつが出たり、同じ敷地で遊んでいるのに児童館の子はおやつがない、という問題もあるようです。

担当課と話したところでは、児童館もしくは学童保育がある校区については、今後新設、学校に併設する予定はないとのことでした。

(藤沢委員)

秋和の児童館建設時には、西校の生徒も来る想定で造られたが、いざふたを開けてみたら西校の児童は、ほんのわずかししか来ていない状況である。

(祢津委員)

学区外へ一人で行ってはいけないという決まりがあるので、来れないという現実もある。

(表副会長)

児童館は全く無料なのか。

(祢津委員)

児童センター・児童館は、遊びの場所として過ごす場所で、無料ということである。学童保育は「保育の場」ということで、勉強を含め面倒を見てくれる場所なので、児童館とは意味合いが違う。児童館をある程度時間を延長したり、利用しやすいように市でも考えてくださったが、その結果無料だからそこへ入れようということ、児童館・児童センターの利用者が増えてしまい、小さい子の預かり所みたいになってしまっている。

本来の遊び場ではなくなってしまう。

親が子どもを預けているのであれば、お金を払ってしかるべきだと思うが、無料だからということで、利用者が増えてしまい、逆に利用しにくくなっている面があると思う。実際北小学校の隣には、児童センターもあり、学童保育もあるので、両方の施設があることによって、西小などでは転校させてしまう事例もある。放課後児童対策は、ある意味地域格差がある。学童保育の重要性をもう少し考えていくべきである。

(宮下会長)

第3分科会の大きなテーマは、「児童と安全で快適なまちづくり」ということで、その中で今回は児童館・児童センターに絞って、放課後の子供たちの居場所についてという大きなテーマで研究をしたわけだから、これについて意見を出してもらおうということで、先程言ったようにもう少し具体的なところを調べていただきたい。

県内でも空き教室を利用しているところはある。そういうところを少し調べてみたらいいかもしれない。併設をした場合、西小、塩尻小の教員スタッフがどう対応をするのか。既にやっている学校の先生の意見を聞き、果たして西小、塩尻小ができるのか、その可能性を調べてもらった方がいいと思う。そうしないと現状の児童館を改修する方へもっていくのは、もし狭ければ他の場所へ新築するなどいろいろの方策はあると思うが、いろいろな選択肢を研究し、意見書を作成していただければありがたいと思う。

(3) 次回会議について

(宮下会長)

それでは次回の会議ですが、定例会が1月ということになりますが、会場の関係もありますので、事務局の方で案がありましたらお願いします。

(渋沢地域振興政策幹)

1月23日水曜日でしたら、この会場と隣の2部屋を分科会で使用できます。

(宮下会長)

では次回は1月23日水曜日午後7時から、場所は西部公民館ということで日程を入れてください。

4 その他

(小宮山まちづくり協働課課長補佐)

- 資料により説明 -
- ・ 広報うえだ 12月16日号 地域協議会委員公募について
- ・ 信毎記事「合併それから 上田市」12/6、12/7号について

(宮下会長)

その他ということで、皆さんの方から何かありますか。

特になし

(宮下会長)

一応全体会議はこれで終了といたします。分科会に移行します。

分科会

(午後 9 時解散)